

全L協事業24第67号
平成24年7月2日

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

石油石炭税改訂に係わる周知方要請について
(お願い)

標記につきましては、平成24年4月25日付け全L協事業24第21号「租税特別措置法等(LPガスの石油石炭税の税率引上げ)の一部を改正及び公布について」においてお知らせしているところです。

この度、日本LPガス協会から別添のとおり石油石炭税が三段階に分けて引き上げられることから周知依頼が別添のとおりありました。

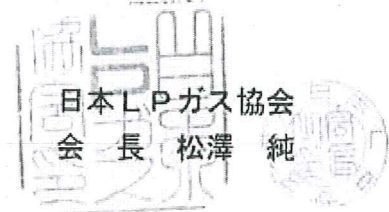
つきましては、都道府県協会におかれましては、会員に対し、また、直接会員におかれましては、営業所等に対し、ご周知方よろしくお願いいたします。

以 上
発信手段：メール
事業開発部：開発・永田

別添

LP協24第9号
平成24年6月19日

一般社団法人 全国LPガス協会
会 長 北嶋 一郎 様



石油石炭税改定に係る周知方要請について

拝啓 時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、LPガスに係る石油石炭税の税率が現行の1,080円/トに平成24年10月1日より1,340円/トに、平成26年4月1日より1,600円/トに、平成28年4月1日より1,860円/トに3段階に分けて引き上げられます。

この石油石炭税の納税義務者は元売事業者となっておりますが、消費者及び需要家にご負担願うものであり、貴会におかれまして諸般の事情をご賢察の上、今般の石油石炭税改定の周知につきまして、特段のご配慮を頂きたく、宜しくお願い申し上げます。

敬具

